



最後の論点③については、『「子ども・子育て会議」の所掌と重なる部分や「青少年問題協議会」での議論の内容に整理が必要です。また、「第2期子ども・若者応援プラン」の策定・進捗管理を子ども・子育て会議にて一体的に実施している。』という点ですが、所掌が類似する子ども・子育て会議との整理や、青少年・若者に関する議論の場として、分科会のような形を残しつつ整理していくという方向性としています。

以上のことから、資料「今後の青少年問題協議会のあり方(案)について」を御覧ください。結論としては会議体の整理及び事業の整理と大きく分けて2点となります。

1点目の会議体の整理については、論点毎の方向性に沿って、子ども・子育て会議と青少年問題協議会について、事業の整理をした上で統合していく形で整理したいと考えています。令和4年度からは、資料のとおり、子ども・子育て会議の名称を「子ども・若者・子育て会議」という名称に改め、この中に、部会を設置するような2階層で構成された組織体とします。

2点目の事業の整理については、現在、青少年問題協議会として実施している「健全育成啓発用三角塔の維持・管理」と「健全育成看板の維持管理」については市で実施することとし、「青少協だよりの発行」と「すくすくコンサート」については、新たな会議体の設置目的等に鑑み廃止とします。

本日、「今後の青少年問題協議会のあり方(案)について」、了承いただければ、関連条例について、令和4年第1回定例会に上程する予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「令和4年狛江市議会第1回定例会提出予定議案について」の説明をお願いします。

部長 提出予定議案1「令和3年度狛江市一般会計補正予算(第11号)」、2「令和3年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」及び3「令和3年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については現在整理中ですので、改めて庁議にて審議をいただく予定です。

4「令和4年度狛江市一般会計予算」、5「令和4年度狛江市国民健康保険特別会計予算」、6「令和4年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算」、7「令和4年度狛江市介護保険特別会計予算」、8「令和4年度狛江市駐車場事業特別会計予算」及び9「令和4年度狛江市下水道事業会計予算」については、令和4年度予算の内容となります。こちらについても、現在最終整理中ですので、2月1日の庁議にて、改めて審議をいただく予定です。

10「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例及び狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、成年年齢の引下げに伴う一部改正です。

11「狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」は、委員の任

期等の整理に伴う一部改正です。

12「狛江市福祉基本条例の一部を改正する条例」は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行及び令和4年度からの重層的支援体制整備事業の実施に伴う一部改正です。

13「狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、小学校3年生から6年生までの子に対する所得制限の適用を除外することに伴う一部改正です。

14「狛江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する等の条例」は、先ほど、審議事項1で承認された内容で、所掌事務に若者支援の推進に関する事項を加え、狛江市青少年問題協議会を廃止することで、会議体を整理することに伴う一部改正です。

15「狛江市立児童遊園設置条例を廃止する条例」は、都市公園に移管することに伴う廃止です。

16「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）に基づく国民健康保険税率の改定及び子育て世帯に対する国民健康保険税均等割額の軽減等（国制度・市独自）の実施に伴う一部改正です。

17「狛江市消防団条例の一部を改正する条例」は、「消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）」に基づく一部改正です。

18「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」は、令和2・3年度に引き続き令和4・5年度の保険料について、軽減対策を実施することに伴う変更です。

19「道路の廃止について」は、市道第206号線の廃止です。

20「狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第3項に規定する議会の同意を求めるものです。

また、追加予定議案として、1「狛江市税条例の一部を改正する条例」、2「狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例」及び3「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う一部改正です。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 提出予定議案16「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、狛江市国民健康保険運営協議会との兼ね合いがあるかと思いますが、スケジュールを伺います。

部長 狛江市国民健康保険運営協議会へ本日諮問をさせていただき、本日の会議

において審議を行い、答申をいただく予定です。その答申の内容をもって、条例改正を行う予定です。

市 長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）のパブリックコメントの実施について」の説明をお願いします。

部 長 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、国の要請を受けて、平成29年3月に策定したのですが、改訂版（素案）をまとめましたので、審議をお願いします。

今回の改訂の背景としては、施設に対するニーズの変化や今後の社会経済情勢を注視するとともに、各施設の取組状況を踏まえ、計画期間の中間年度において、評価・検証を行うこととしていること、また策定から一定期間が経過したこと等により国から計画の見直しについての要請と見直しに当たっての留意事項が示され、これを踏まえて改訂を行います。

主な改訂内容について説明します。

まず、各種データ等については、令和3年4月1日を基準日として、更新しています。

14ページの「Ⅱ 評価・検証」では、公共建築物、インフラそれぞれの管理に関する基本的な方針に沿ったこれまでの取組を記載し、評価を行うとともに、評価結果を踏まえた検証を記載しています。

24ページでは、これまでおおむね65年を目途に更新した場合の費用推計のみ記載していましたが、単純更新した場合の推計及びおおむね70年～80年を目途に更新した場合の長寿命化対策を反映した場合の見込み、効果額を記載しています。大きな財政負担の集中を回避し、建物の各部位や機器の更新年数を考慮するとともに、計画的な改修工事を実施することで長寿命化を図っています。

25ページからは、公共建築物・インフラの管理に関する基本的な方針を示しています。新たにユニバーサルデザイン化の実施方針や環境配慮の推進方針を追加しました。

本計画素案の内容については、各部において内容を確認いただき、意見等あれば、1月31日正午までに政策室まで連絡をお願いします。各部からの意見等を踏まえて、再度庁議にて審議いただき、令和4年2月にパブリックコメントを実施したいと考えています。なお、市民説明会については、実施せず、パブリックコメント実施期間中に、YouTubeの市公式動画チャンネルにて説明動画を掲載する予定です。

市 長 特に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。続いて、審議事項4「狛江市会議運営マニュアル（案）について」の説明をお願いします。

部 長 粕江市においても「働き方改革推進計画」や「DX推進戦略」の推進等、働き方を見直す動きが活発化しているところです。

また現在、まん延防止等重点措置期間に入り、在宅勤務、分散勤務及び時差出勤等を実施している状況で、会議における事務の効率化、時間削減等会議の改善を考えている職員も多いと思います。そこで、会議の進め方やコツ、効果的、効率的な会議運営を実現するためのマニュアルを策定しました。

内容について説明します。

3 ページ「会議の定義」として、会議は参加者が共通の場で、情報の伝達や加工を行って問題の解決を図ることと定義しています。

4 ページ「会議の目的」として、目的が不明瞭であると何の結論も出ないことになりかねないため、積極的な議論の場を作ることが重要とし、会議の成否は「一定の結論を出し、それを実施できたかどうか」とします。結論を参加者が共有し、実施に移すことで目標が達成されることとしています。

5 ページ「会議の機能的分類」では、会議の種類を機能別に情報交換会議、意見交換会議等、6つの分類を示しています。

6 ページ「会議効率化の視点」として、①資料・情報、②場所、③参加者 7 ページに移り、④時間、⑤論点、⑥名前・種別の明示、⑦目標の明示について示しています。

8 ページ「会議設定前の留意点」として、(1) 会議を減らす視点、(2) 会議運営のための仕組みについて、(3) 会議案内、会議資料、議事録の作成についてチェック項目を示しています。

9 ページ「準備段階での留意点」として、準備段階から会議終了後のフォローまで、スムーズな進行を得るための23のチェック項目を示しています。

10 ページ「会議参加者の心得」として、会議中のマナー、発言する場合の心得について、(1) 意見を述べる場合、(2) 議論が対立した場合の態度、(3) 時間の励行について示しています。

12 ページ「アジェンダ（協議事項、議事工程表）の活用」では、会議のプロセスを管理し、参加者に提示する会議の進行計画表をアジェンダと呼び、アジェンダの主な項目について示しています。

13 ページからは参考資料・事例等になり、13 ページにアジェンダの作成例、14 ページに会議環境及び参加者への配慮、15 ページに会議時間の効率化、論点の明確化、Web 会議について記載しています。

各部において内容の確認をいただき、意見等あれば、1月31日の正午までに職員課へ連絡をお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 前半部分でWeb 会議の記載がないのですが、本マニュアルは、庁内の対面

の会議を対象として策定しているものですか。Web 会議も含めた会議も対象としているものですか。

部 長 対面及び Web 会議を含めた内容となります。

部 長 コロナ禍に関わらず、会議の性質等を踏まえて Web 会議を推奨する内容も記載した方が、より DX の推進に寄与すると考えます。

市 長 他に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。続いて、審議事項 5「調布都市計画公園事業第 2・2・40 号駒井公園の事業認可申請について」の説明をお願いします。

部 長 狛江市都市計画マスタープランでは、市内全体の公園・緑地について「適正な配置を図るとともに、個性的で多様な公園・緑地を整備していく」としており、狛江市緑の基本計画（令和 2 年 3 月）では、「地域によって公園の面積や配置に偏りがあり、市民一人当たりの公園面積は、北部地区と南部地区の間で約 1.7 倍の差が生じている」とあります。

調布都市計画公園第 2・2・40 号駒井公園は、平成 27 年 12 月 15 日に都市計画決定され、都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）における重点公園かつ優先整備区域に定められました。また、狛江市としては、令和 3 年 4 月にゼロカーボンシティ宣言を発出し、地球温暖化という課題に向き合い、自然環境と調和を図っていくため、公園・緑地の整備を進めていく必要があります。

そこで、公園面積が特に不足している南部地区において、市民にとって身近な街区公園として整備し、平常時は市民にとっての憩いの場、災害時は避難場所としての利用に資するため、駒井公園の区域の一部において、令和 4 年 1 月末に東京都へ事業認可申請を行います。事業認可の告示予定は令和 4 年 3 月末です。

工程の概要は第 I 期が約 0.29ha、事業期間は令和 4 年度から 10 年度、第 II 期が約 0.15ha、事業期間は令和 12 年度から 15 年度を想定しています。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項 1「消防団員の報酬等の見直しについて（答申）」を報告してください。

部 長 令和 3 年 8 月 26 日に市長から諮問のあった消防団員の報酬等の見直しについて、令和 4 年 1 月 20 日に狛江市消防委員会から市長に答申が提出されました。

狛江市消防委員会を 2 回開催し、慎重に審議いただいた結果、狛江市消防団条例に定める報酬について、令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号「消防団員の報酬等の基準の制定等について（消防庁長官通知）」を踏まえ、同通知に従い、新たに大規模災害時の手当額 8,000 円を設けるとともに、現在、

費用弁償扱いである出勤手当を出勤報酬に改め、費用弁償から報酬に改めることで課税が生じる場合には、手取りの支給額が下がることから、消防団員の処遇の改善を図る趣旨に鑑み、課税額相当分の額を現行の手当額に加えることが適当であり、施行については、任期の切替えである令和4年4月1日が適当であるとの答申をいただきました。

本答申に基づき、狛江市消防団条例の一部を改正する条例を令和4年第1回定例会に上程する予定です。

市長 続いて、報告事項2「人事行政の運営等の状況の公表について」を報告してください。

部長 狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、毎年度、給与、勤務条件、研修等の状況を広報こまえて公表しており、令和3年度についても、広報こまえ2月15日号及び市ホームページ上に公表します。

なお、給与・定員管理の詳細につきましては、総務省指定様式により、4月末までに市ホームページに公表します。

例年の公表内容から大きく変動があったものについて説明します。

1ページ「1 人件費の状況（普通会計決算）」ですが、歳出額38,874,179千円（平成31年度28,875,637千円）と昨年度より10億円近く増加しています。要因としては、新型コロナウイルス感染症対策として各世帯等へ給付した事業等によるものです。歳出額が増加したことに伴い、人件費率が11.7%（平成31年度15.5%）となり、例年より相対的に低下しています。

3ページ「7 職員手当の状況（普通会計決算）」ですが、超過勤務手当について、令和2年度に大幅に減少しています。要因としては、平成31年度に台風19号の対応（169人が2,597時間）により、一時的に増加していたものが、令和2年度は通常に戻ったものとなります。

9ページ「6 職員の休業の状況（令和2年度新規取得者）」ですが、育児休業については、男性の育児休業取得者が増え、昨年10名から17名となりました。

同じく9ページ「7 職員の分限及び懲戒処分の状況（1）分限処分者数」ですが、休職4名は全て心身の故障によるものです。

11ページ「10 職員の研修の状況（1）職員研修の実施状況」中の年層別研修について、実績なしと記載していますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、当時、オンライン研修等の制度を確立していなかったため、まん延を防止する目的で集合研修を見送ったものです。

12ページ「11 職員の福祉及び利益の保護の状況（4）公務・通勤災害補償制度」ですが、保育職場による、腰を痛める事象が2件発生したものです。

市 長 続いて、報告事項3「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書について」を報告してください。

部 長 プラスチックの資源循環推進のため、令和4年1月20日付けでHOYA株式会社アイケアカンパニーと使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定を締結し、市内公共施設8箇所に回収ボックスを設置しました。

事業内容は、市民が使用済みコンタクトレンズ空ケースを持参し回収ボックスに投入し、回収ボックスが一杯になると施設から連絡を受け、清掃課職員が回収して、宅配便にて資源化施設に送付します。回収及び処理に係る費用については全額協定先の企業による負担となります。

市 長 続いて、報告事項4「コミュニティ・スクール導入に関する広報掲載について」を報告してください。

部 長 令和3年11月30日の庁議において、「令和4年度に全ゾーンにおいてコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を設置する」とした「狛江市コミュニティ・スクール設置方針」について報告をしましたが、コミュニティ・スクール導入の目的のひとつでもある地域や保護者の方々との連携・協働が組織的・継続的に確立された「地域とともにある学校づくり」を推進していくためには、広く市民の方々にも、コミュニティ・スクールの導入やそれに向けた狛江市教育委員会の考え方等を知っていただく必要があることから、コミュニティ・スクールの導入について、広報こまえ2月1日号に掲載し、お知らせします。

また、併せて市民説明会の開催を予定していましたが、まん延防止等重点措置の適用に伴い中止とし、2月末までに教育長のメッセージとともに資料説明を市教育委員会ホームページに掲載します。

なお、本件については、総務文教常任委員会協議会にも報告しています。

市 長 その他ありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症の感染状況及び自宅療養者支援の状況についてです。

東京都多摩府中保健所からの報告によると、管内で900件の感染が発生している状況です。その内、市内は20件程度との報告を受けています。また、自宅療養者支援の状況ですが、令和4年1月25日までで累計415名の感染者が発生し、食料品の支援については、194件に実施しています。パルスオキシメーターの貸出しについては、48件、健康推進課の保健師による電話連絡については、累計338件行い、感染者の健康状態の確認等を行っています。

平日の食料品の支援については、現在各部に協力いただいておりますが、今後の感染状況に鑑みて、引き続き協力をお願いする可能性もありますので、よろしく申し上げます。



市 長 調布市の東京都酸素・医療提供ステーションでは、年明けから入所者が増加しています。令和4年1月24日は13床、25日は10床稼働している状況です。緊急搬送以外も受け入れているため、保健所又はかかりつけ医の要請に応じて、都が手配した車にて搬送も行っています。また、中和抗体薬による治療については、デルタ株の治療に使用していたナタトリウムが厚生労働省にて推奨されていないため、オミクロン株にも有効とされているゼビュディを積極的に投与している状況です。

部 長 令和3年度スポーツ文化栄誉賞の表彰式についてです。令和4年1月11日庁議にて報告させていただいたとおり、狛江市名誉市民である小池邦夫氏が受賞された令和3年度スポーツ文化栄誉賞の表彰式については、本来であれば本日実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により延期となり、2月4日に松山市長が来庁される予定です。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月1日午前9時00分から開催します。